

主 な 内 容

テキスタイル展示会「ミラノウニカ2019SS」開催／綿工連傘下3産地が「産地素材展」を東京で開催／平成30年度予算「中小企業連携組織対策推進事業」公募中／平成30年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金」／平成29年度補正「ものづくり補助金」公募開始／EPA、TPPの動向／特許公開情報

※「諸外国・地域における放射線検査実施状況等(鉱工業品分野)」は2016年6月号の5月31日付けデータを参照ください。

●テキスタイル展示会「ミラノウニカ2019SS」開催

2月6～8日、イタリアミラノにおいて「ミラノウニカ2019SS」が開催され、日本ファッションウィーク推進機構の“The Japan Observatory”ブースに綿工連傘下から古橋織布有限会社(遠州)、有限会社福田織物(天龍社)、滋賀麻工業株式会社(滋賀)の3社が出展した。

また、翌週13～15日のフランスパリにおいて開催された「ブルミエールヴィジョン」には株式会社ショーワ(岡山)、クロキ株式会社(備中)、日本綿布株式会社(備中)の3社が出展した。

●綿工連傘下3産地が「産地素材展」を東京で開催

2月15～16日、東京“ふくい南青山291”において、高島織物工業協同組合の「第32回ピワタカシマ2019春夏素材展」が開催された。(大阪展は1月25日～26日)。

翌週22日～23日には文化ファッションインキュベーションにおいて、遠州織物コレクションが開催された。

また、北播磨地場産業開発機構主催の「播州織総合素材展2018」は3月7日～8日、文化ファッションインキュベーションにおいて開催。

●平成30年度予算「中小企業連携組織対策推進事業」公募中

「中小企業連携組織対策推進事業」(中小企業活路開拓調査・実現化事業)は、中小企業が単独では解決することが難しい問題に対して、中小企業組合等で連携して取り組む事業に係わる調査やその実現化について支援を行うもの。本事業は、全国中小企業団体中央会(全国中央

会)が国から補助を受けて実施する。現在第2次募集が行われている。

○支援対象者：中小企業組合（事業協同組合、企業組合等）、一般社団法人、任意グループ等。

○補助率：補助対象経費の6/10以内

○事業の種類と補助金額：

(1)中小企業組合等活路開拓事業

A型： 上限額20,000千円(下限額1,000千円)

B型： 上限額11,588千円(下限額1,000千円)

展示会等出展・開催事業： 上限額5,000千円

(2)組合等情報ネットワークシステム等開発事業

A型： 上限額20,000千円(下限額1,000千円)

B型： 上限額11,588千円(下限額1,000千円)

(3)連合会(全国組合)等研修事業

上限額2,100千円

注： A型は、事業終了後3年間以内に組合等又は組合員等の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」又は「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限る。

※事業の種類毎に要件が異なる。詳細は、以下の募集要領等を参照。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/170713shitauekiban3.pdf>

○公募期間

平成30年1月10日(水)～平成30年6月4日(月)【消印有効】

第一次募集　すでに募集終了

第二次募集　平成30年2月13日(火)～平成30年4月9日(月)消印有効

第三次募集　平成30年4月10日(火)～平成30年6月4日(月)消印有効

※公募期間ごとに、審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となる。



中小企業連携グループの“一歩その先”を応援!

～中小企業活路開拓調査・実現化事業～

中小企業単独では解決困難なテーマ（生産性の向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化の促進、技術・技能の継承等）について、中小企業連携グループが改善・解決を図り、新たな活路開拓を目指すプロジェクトを支援します。

プロジェクト支援のポイント!

1 中小企業連携グループのアイデア・取組を支援（6/10補助）

- ❖ 主役は、中小企業組合等を中心とした中小企業の連携グループ。
- ❖ 連携グループで解決したい様々な課題への取組みについて、その解決手段を幅広く支援。
- ❖ プロジェクトの実施は、連携グループ自体の活性化にも貢献。

2 専門家等の活用で“一歩その先”へ!

- ❖ “一歩その先”へ踏み出すためには、学識経験者や専門研究機関の専門家などから「新風」を吹き込んでもらうとともに、様々なアイデアや情報を得ることが重要。
- ❖ プロジェクト委員会への専門家等の参画により、多様な知識に基づく助言、新たな発見の糸口が得られ、自分たちだけでは困難だった新たな活路の開拓や課題の解決を実現。

3 中央会が親身にサポート!

- ❖ 中小企業連携の専門支援機関である中小企業団体中央会が、プロジェクトの事前準備活動から、実施段階、実施後のフォローアップや継続活動まで親身にサポート。

次の「稼ぐ力」を強化するための支援をします!

1 新規取引先の獲得を目指す販路拡大による「稼ぐ力」の強化!

- ❖ 集客効果が高い場所で、開催時期・場所・手法に工夫をこらした展示会の出展・開催が可能です。

2 取引力強化、生産性向上を目指す大規模事業による「稼ぐ力」の強化!

- ❖ 事業終了後3年以内「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以下削減されることが見込まれる」事業は、補助金上限額が20,000千円となります。

3 新市場の開拓を目指す海外展開による「稼ぐ力」の強化!

- ❖ 海外市場をターゲットとした製品開発・流通経路の確立等が必要な事業に対応します。

4 コスト削減等を目指すIT活用による「稼ぐ力」の強化!

- ❖ クラウドサービスを活用した受発注等システム構築による経営力強化が可能です。

5 事業承継等を目指す人材育成による「稼ぐ力」の強化!

- ❖ 経営、技術・技能の継承等を目的とした調査・研究または研修が可能です。

※上記の支援内容は、事業ごとに異なりますので、詳しくは各事業の募集要綱でご確認ください。

◆ 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会

① 中小企業組合等活路開拓事業

(展示会等出展・開催事業を含む)



中小企業連携グループが、自らまたはメンバーの新たな活路を見いだすための様々なプロジェクトを支援します。以下の類型のプロジェクトを実施することができます。

調査研究型

- ◆ 新分野に進出するための調査・研究、将来ビジョンの策定

実現化型

- ◆ 構想やビジョンをカタチにするため、試作開発や実証実験を通じて、実用化・具現化しようとするもの等

展示会等求評型

- ◆ 試作品や新製品を国内/海外の展示会等に出展、または開催して販路開拓戦略を構築するもの等
※これらの類型を組み合わせることで、さらに効果的なものとすることも可能です。

・補助金額等・

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内
【補助金額】

- ① 中小企業組合等活路開拓事業
A型(上限) 20,000千円
B型(上限) 11,588千円(下限) 1,000千円
- ② 展示会等出展・開催事業
(上限) 5,000千円

※A型は、事業終了後3年以内に関合または組合員の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

利活用事例

A. 中小企業組合等活路開拓事業

【高知県/コンクリート製品組合】 新たなニーズに対応した新製品を開発し、提案力を向上!

- ★ 技能労働者の高齢化や人材不足に伴う施工現場の不安解消を目指し、安全性向上や現場の要望等を踏まえた組合製品の改良版を試作・開発。
- ★ 理事長をはじめとした組合員の協体制制のもと、施工時間の短縮や安全性・品質向上を実現した新製品を短期間に完成させることができた。
- ★ 組合が自信を持って推奨できる製品が完成したことで、今後は建築業者や行政等にも広く営業活動を展開していく。



【組合理事長の声】

短期間で組合員が一丸となって取り組んだ結果、現場のニーズに即した新製品を開発することができました。生産性向上など、国の施策等にも沿うもので、今後はユーザーへの積極的な提案を通じて、販売実績を向上させたいと考えています。

その他のテーマ例

「新プライベートブランド立ち上げのための商品開発」
「業界の人材確保と育成・定着に係わるビジョン策定」

B. 展示会等出展・開催事業

【和歌山県/繊維製品組合】 東京で展示会を自主開催し、産地ブランドをPR。組合活性化にも貢献!

- ★ 情報感度の高い東京・原産で産地ブランドをPRするために、組合単独の展示会を開催。ブランド力向上に加えて、新たな販路・製品用途の拡大、最新のマーケットニーズを収集した。
- ★ 展示会の開催を通じて、組合員間の積極的な情報交換や新製品開発への取組みも活発化している。
- ★ 組合や産地ブランドの認知度UP、次代を担う青年部を中心に組合の結束力強化にも大きく寄与した。



【組合専務理事の声】

展示会を東京で自主開催したことで、市場・消費者等のニーズ把握がブランド構築でいかに重要か再認識できました。今後は展示会で得られた人脈や情報をもとに製品・用途開発へと繋げていき、産地ブランドのさらなる向上を目指したいと考えています。

その他のテーマ例

「高級注文家具を中心とした新しい産地イメージを確立するための展示会への出展」
「欧米をターゲットとした展示会の出展を通じたアート業界に対する和紙の販路・需要拡大」

平成30年度の実施団体の募集及び事業の詳細内容はこちら!

●募集期間●

平成30年1月10日(水)~6月4日(月)



中央会 活路

- ① 第1次締切: 平成30年1月10日(水)~2月9日(金) (消印有効)
- ② 第2次締切: 平成30年2月13日(火)~4月9日(月) (消印有効)
- ③ 第3次締切: 平成30年4月10日(火)~6月4日(月) (消印有効)

<http://www.chuokai.or.jp/>

※第1次締切分は「展示会等出展・開催事業」のみの募集です。
※締切ごとに審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります。



②組合等情報ネットワークシステム等開発事業



❁ 中小企業連携グループやメンバーの活路開拓に資する情報システム開発等に係るプロジェクトを支援します。①基本計画策定事業または②情報システム構築事業のいずれかを実施することができます。

①基本計画策定事業

- ❁ 情報ネットワークシステムを構築する前提となる組合事業等の業務分析、計画立案、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究のためのプロジェクト



②情報システム構築事業

- ❁ 情報ネットワークシステムの構築、メンバー向け業務用アプリケーションシステムの開発、普及のためのプロジェクト

・補助金額等・

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内

【補助金額】

A型（上限）20,000千円

B型（上限）11,588千円（下限）1,000千円

※A型は、事業終了後3年以内組合または組合員の「売上が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限り、

利用事例

【東京都/ボスティング組合】 顧客ニーズを捉えた先進的なシステムを構築。売上実績が飛躍的に向上！

- ★設立以来、「配布品質と信頼性の向上」に取り組んできた組合がGPS付携帯電話による「配布実績管理システム」と「見積・受発注システム」を開発した。
- ★チラシ等の配布作業から顧客報告までの時間が格段に短縮。正確な見積と受発注対応が可能となったことで、営業時に必須の営業ツールに成長。
- ★業界でも先進的なシステムの活用によって、売上増進だけでなく、組合員数の拡大にも貢献できた。

目標達成！



【組合理事長の声】

本事業で開発したシステムのうち、特に「見積・受発注システム」のおかげで、全国展開する大手フランチャイズからの共同受注が実現できそうです。組合売上も事業実施前と比べて倍以上の実績を達成できました。

その他のテーマ例

「共同オンラインセンターの新機能追加及びセキュリティ向上」
「WEBを利用した請求明細の通知・閲覧に関する基本システムの構築」

③連合会（全国組合）等研修事業

❁ 全国地区の連合会（組合）等がその会員及び組合員等を対象として、具体的な課題解決や活路開拓の実現につながる検討等を内容とする研修プロジェクトを中心に支援します。

※所属員が15都道府県以上に存する団体が対象となります。



・補助金額等・

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内

【補助金額】

（上限）2,100千円

活用事例

【東京都/介護協会】 地域貢献型の事業モデルを討議型研修で策定！

- ★次世代を担う介護事業経営者（候補）を対象に地域連携や地域貢献のあり方について各地の地域課題や具体的な事業計画について、グループディスカッションを中心とした研修を実施。
- ★研修終了後、各地区で参加者が講師役を担い事例発表会として研修内容の報告会を実施。資料を組合員に配布した。
- ★知名度の高い業界紙で紹介され当協会の活動内容が全国に広く認知されることとなった。

目標達成！



【組合専務理事の声】

若手経営者が研修会で策定した地域における連携や貢献を視野に入れた事業が多数実現しました。当組合の目玉研修として、今後も組合員の資質向上に努めてまいります。

その他のテーマ例

「組合員の売上に寄与するための販売知識等の習得」
「団地組合内部・外部資源を踏まえた新規事業模索」

プロジェクト評価の主な視点

ポイント!

本事業は、主に以下の視点で申請内容の審査（書面及びヒアリング）を行い、採択団体を決定します。

- ① **本事業の趣旨・目的に合致していること。**
プロジェクトが個別企業ではなく組合等を中心に実施する必要があります。
- ② **組合員等のニーズを把握し、事前準備活動を十分に行っていること。**
プロジェクトを実施する前に、組合員等のニーズ把握等事前準備活動が必要です。
- ③ **本事業にテーマに新規性及び必然性があること。**
プロジェクトを実施することにより、組合または組合員等の課題解決に結びつく必要があります。
- ④ **成果目標が適切であること。**
プロジェクト内容とプロジェクト終了後の目標内容と数値が適切である必要があります。
- ⑤ **効果的な実施が可能な事業計画（遂行体制、スケジュール、予算）であること。**
プロジェクトが無理なく適切に、かつ有効的に実施される計画が必要です。
- ⑥ **事業実施後、その成果の実現を図るための計画及び体制があること。**
プロジェクト終了後も継続的なフォローアップ活動が必要です。

※詳しい評価項目・審査方法については、各事業の募集要綱をご確認ください。

NEW ※前年度事業からの主な変更点等※

- 1、補助金額は、消費税及び地方消費税抜きとなりました。
- 2、第1次締切日は、展示会の開催始期が平成30年4月20日～6月30日である「展示会等出展・開催事業」のみの募集となります。
(複数の展示会等の出展または開催実施を希望する場合、初回の展示会等出展または開催始期を指します。)
- 3、応募書類の提出部数を一部見直しました。
(従来複数部数の提出を求めていましたが、一部の応募書類について、1部のみとしました。)
- 4、「組合員等」の定義を明確化しました。
(「組合員等」に賛助会員等は含まれないことを明確化しました。)
- 5、「委託・外注先の選定方法」の一部見直しを行いました。
(従来、見積内容の検討・委託先の決定を行う際は、事業実施期間中に2度の委員会を経て、委託内容の検討及び委託・外注先の決定を行うことが義務付けられていましたが、これを一部見直し、交付決定前に見積の徴収・検討や候補選定を行うことを妨げず、事業実施中の委員会で委託・外注を決定することを可としました。)

ご相談・お問い合わせは、各県中小企業団体中央会へ

— 中小企業団体中央会は中小企業連携の専門支援機関です —

全国中小企業団体中央会 振興部
〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
Tel:03-3523-4905 Fax:03-3523-4910



●平成30年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金」

1. 下請中小企業自立化基盤構築事業

この事業は、2者以上の特定下請事業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引などを開始または拡大すること。さらに、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において、特定下請取引の依存の状態の改善を図る取組を支援することにより、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としている。

この事業の応募対象事業は、「下請中小企業振興法第8条」に基づく、特定下請連携事業計画の認定を受けた連携参加者が、法認定計画に従って行う事業である。

※法の認定申請については各経済産業局にて相談を受け付けている。

【公募期間】

平成30年2月16日(金)～平成30年4月26日(木)(17時必着)

【補助率等】

- ・補助対象経費の2/3以内
- ・補助限度額: 認定事業計画1件あたり2,000万円
- ・交付決定下限額: 100万円

【特定下請連携事業計画の概要】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/18021603.pdf>

【募集要項】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180216shitaukekiban1.pdf>

「下請中小企業自立化基盤構築事業」の採択のポイント

公募要領P12の評価内容におけるA.組織体制、B.中核的な役割を担う者の存在、C.課題解決型ビジネスの実施について、より具体化したものです。

法認定を受けた事業のうち、補助事業として採択するポイントは、①組織体制の形成プロセス、②課題解決型ビジネスの実施プロセスにおいて、リーダーが主導力を発揮し、他の下請事業者のモデルとなるような仕掛けがされていることが重要です。※③の仕掛けがあれば、なお望ましい。具体的には、以下の視点に基づき内容を評価します。

①課題・ニーズの明確化～組織体制形成プロセス

- A. 業種や単工程事業者特有の課題への対応方法
- B. 新たな分野での開発・設計技術などのニーズへの対応方法
- C. 異なる地域の事業者、商社等の他業種、大企業等との連携による市場・顧客ニーズの幅広い把握の方法
- D. A～Cの課題・ニーズを踏まえた連携メンバーの異なる技術・ノウハウの組み合わせによる製品の開発・生産・販売へ取組み方法
- E. 保有技術、設備等の共有・分析やグループ運営における対内・対外的な役割分担を明確化など組織体制・グループ形成プロセスにおけるモデル性
- F. メンバーの探し方、事業目的・事業戦略の決定、事業体制等にリーダーシップを発揮

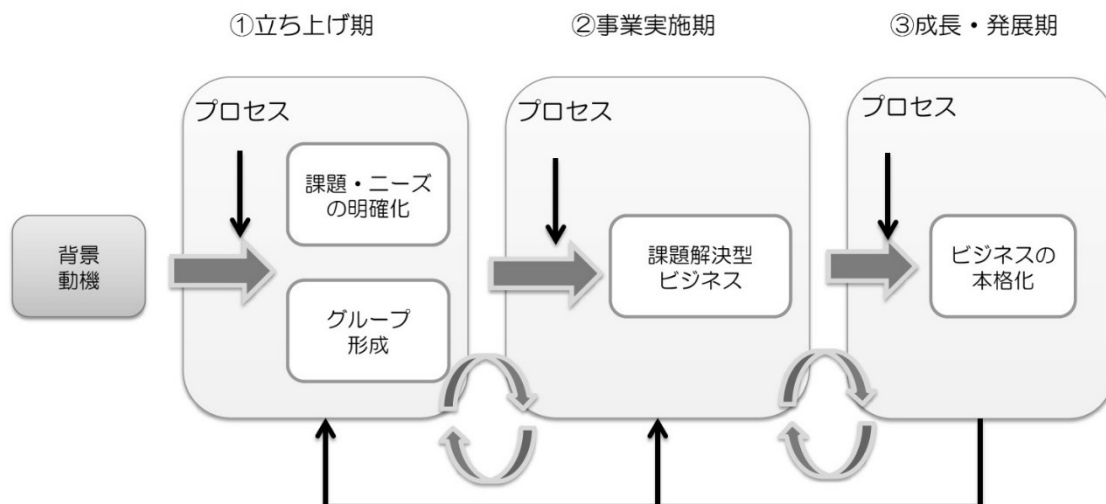
②課題解決型ビジネスの実施プロセス

- A. 技術の摺り合わせ勉強会や工場見学等による経営・技術・生産活動等のノウハウの向上等の仕組みを構築
- B. 複数企業による営業活動、メンバー間の市場・顧客ニーズの共有、グループ内の技術・ノウハウの共有等により課題解決の幅を広げる仕組みを構築
- C. 複数企業のうちから最適な組み合わせにより顧客の求める価格・品質・納期等に対応する仕組みを構築
- D. HPや展示会等で連携活動の取組をPRする広報・販売方法、プライベート展示会の実施や共同営業等の実施による顧客に対する企画・提案方法、知財の共同申請や設備の共同利用等による情報・技術の共有方法等において、モデル性のある仕組みを構築
- E. 技術・ノウハウの組み合わせ方等の事業を実施する上でリーダーシップを発揮

③ビジネスの本格化～グループの成長・発展プロセス

更なる課題・ニーズの掘り起こし方法、強み弱みの補完による連携グループ活動を通じた個社の成長、ブランディング戦略、他の連携グループとの連携等を通じたグループの成長・発展プロセスの明確化

イメージ図



2. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

この事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、または閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する事業の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としている。

当事業は、下請中小企業振興法に規定する下請事業者又はその共同体(任意グループ、事業協同組合)であって、①売上減少要件、②新分野進出要件を満たすものを対象とする。

※①、②の要件については下記募集要項を参照

【募集期間】

平成30年2月16日(金)～平成30年4月26日(木)(17時必着)

【補助率等】

- ・補助対象経費の2/3以内
- ・補助限度額：100万円から500万円

【事業概要等】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180216shitauekaitaku.htm>

【募集要項】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180216shitauekaitaku1.pdf>

(中小企業庁HP)



●平成29年度補正「ものづくり補助金」公募開始

平成29年度補正予算の「ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業)」の公募が開始されている。

この事業は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援するもの。

1. 対象要件

認定支援機関の全面的なバックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

2. 公募期間

平成30年2月28日(水)から4月27日(金)[当日消印有効]

3. 補助上限額

○一般型:1,000万円(補助率1/2)

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

○小規模型:500万円(小規模事業者2/3・その他1/2)

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を支援

※一般型、小規模型共通で、生産性向上に資する専門家を活用する場合は補助上限額を30万円アップ

4. 公募要領

応募申請の際は、全国中小企業団体中央会および提出先の各地域事務局(都道府県中小企業団体中央会)が発行する公募要領(様式)を使用すること。

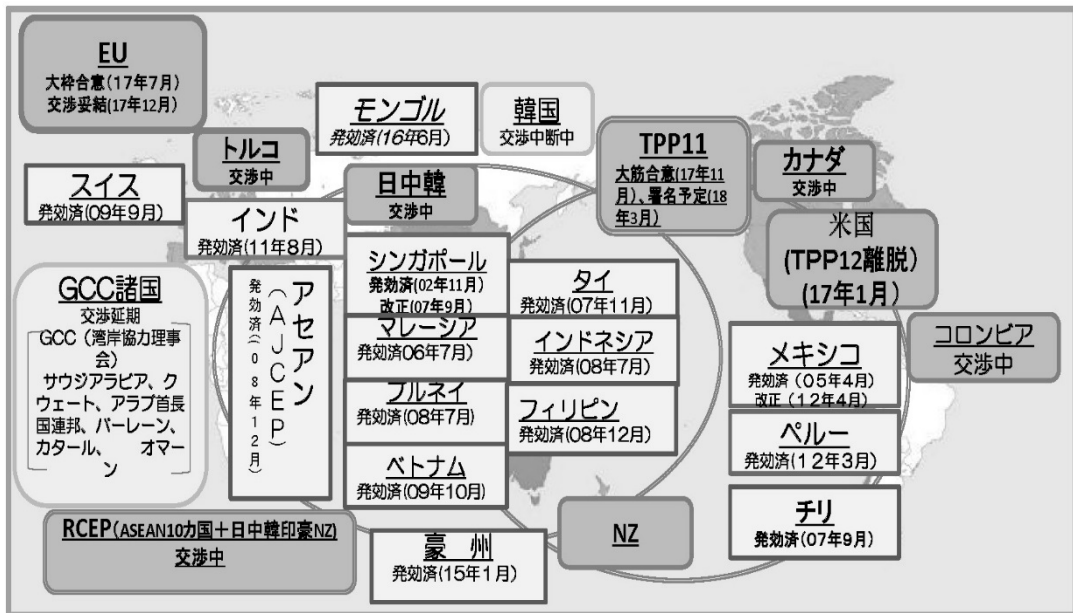
(参考版) http://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_koubo_201802.pdf

EPA(経済連携協定)、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

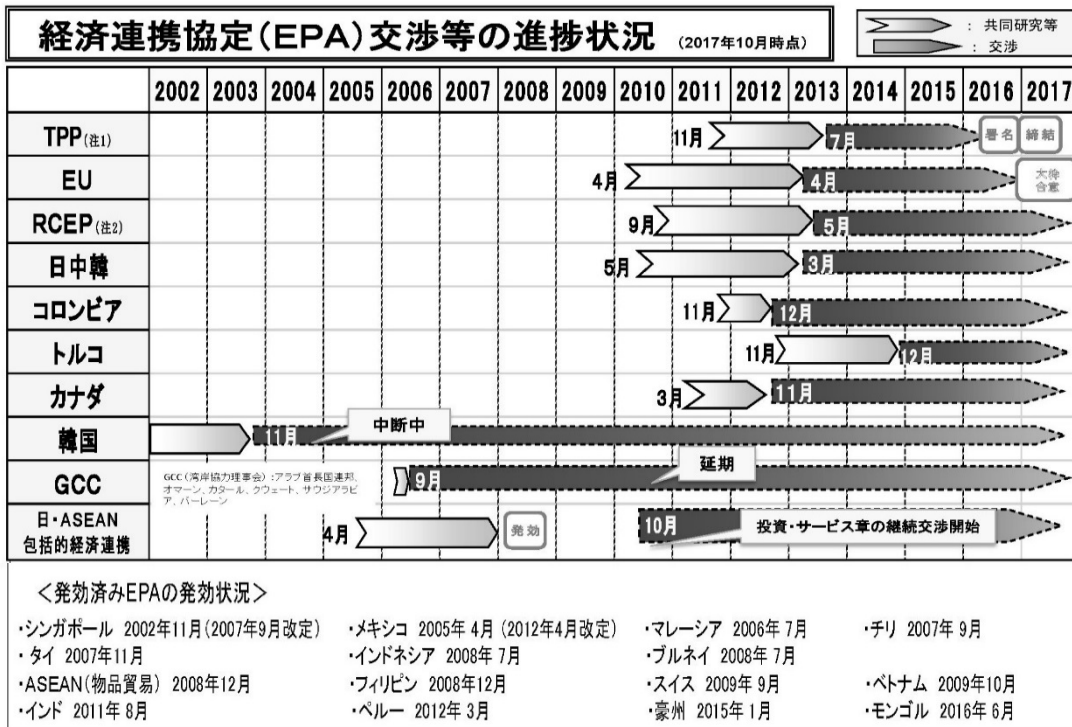
●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等 TPP11(大筋合意)3月に署名予定、日EU(大枠合意、交渉妥結)、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)
- 交渉中(3カ国、4地域): TPP、RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域): 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力理事会)(交渉延期)

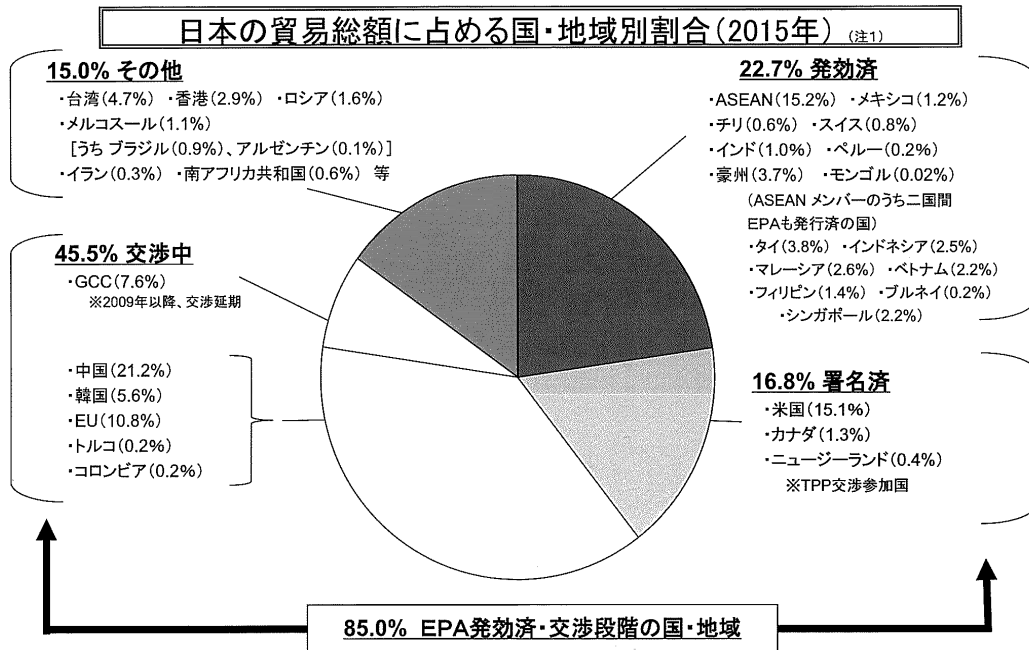


TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱: 2017年1月)



(注1) TPP(環太平洋パートナーシップ) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

(注2) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。



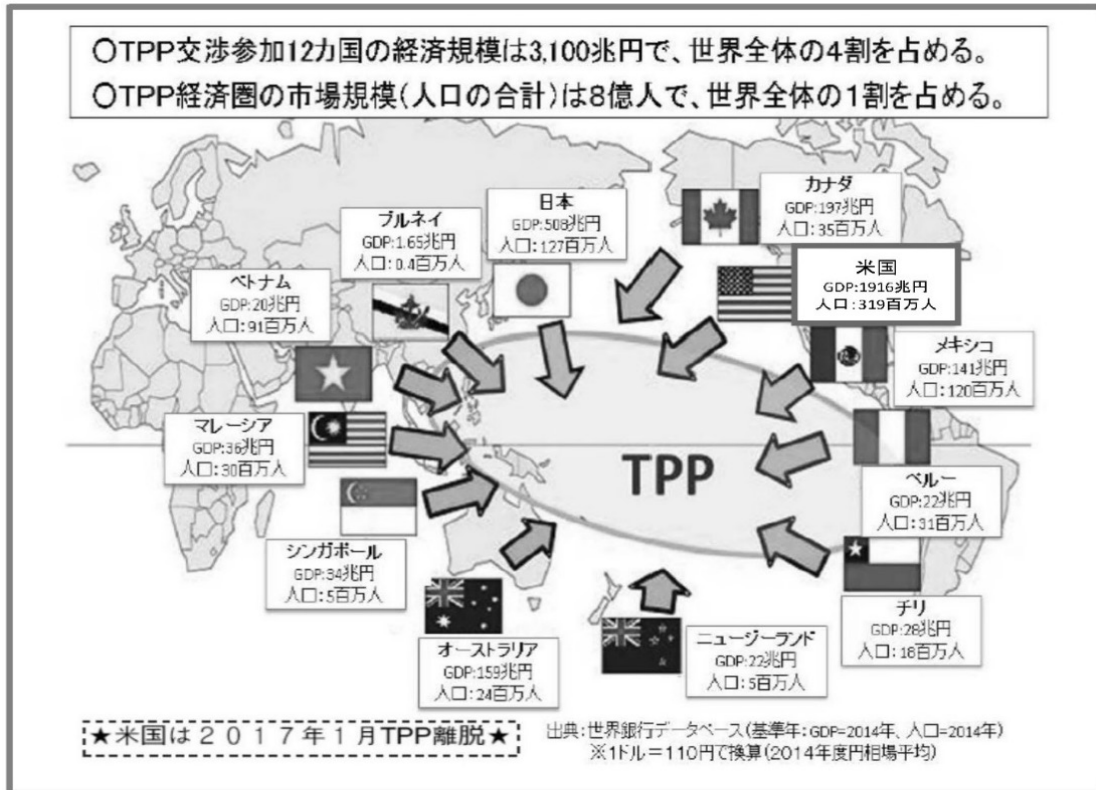
【参考】主要国のFTA比率(注2)(2016年8月現在 発効・署名済のもの)

日本: 39.5%、米国: 47.4%、EU: 29.8%、韓国: 67.4%、中国: 38.0%

(注1) 日本は財務省貿易統計(2015年)をもとに作成。他国は「我が国の経済連携協定(EPA)の取組(外務省ホームページ) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037892.pdf)をもとに作成。

(注2) FTA比率: FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

●TPP12の概要



TPP内閣官房政府対策本部「TPPとは」

●TPPをめぐる動き

TPP参加11カ国(オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、メキシコ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム)は、3月8日にチリのサンティアゴで協定に署名する予定であるが、2月21日、TPP11協定条文が寄託国であるニュージーランド外務貿易省のホームページで公表された。この案文において、市場開放を維持し、貿易を拡大、新たな経済的機会を創出することに貢献する「包括的および先進的環太平洋連携協定(CPTPP)」を迅速に実現することで合意しているとしている。この案文の暫定和訳はTPP等政府対策本部のウェブサイトに掲載されている。

<https://www.mfat.govt.nz/en/about-us/who-we-are/treaties/cptpp>
 (ニュージーランド政府HP)

https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_en.html#TPP11
 (TPP等政府対策本部)



●TPP交渉の経緯

米国離脱表明後のTPP

【TPPの経緯と今後の見通し】

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	署名(於:NZ・オークランド)
2017年1月20日	日本、国内手続き完了を寄託者(NZ)に通知
1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書を発出
3月14日～15日	TPP閣僚会合(於:チリ・ビニャデルマール)
5月21日	TPP閣僚会合(於:ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を、11月のAPEC首脳会議までに検討することで合意。
7月12日～14日	TPP高級事務レベル会合(於:日本・箱根)
	→ TPPの早期発効に向けた方策の具体的な検討を開始。
8月28日～30日	TPP高級事務レベル会合(於:オーストラリア・シドニー)
9月21日～22日	TPP高級事務レベル会合(於:日本・東京)

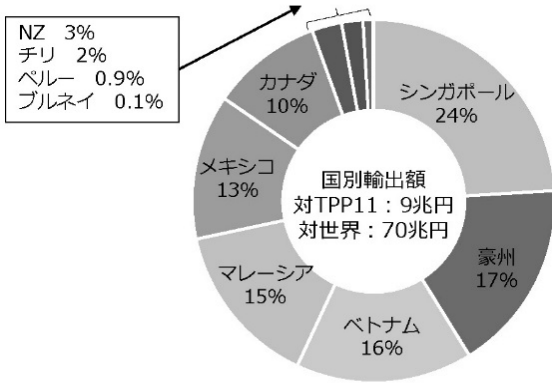
10月(予定)	TPP高級事務レベル会合(於:日本)
11月10～11日	APEC首脳会議(於:ベトナム・ダナン)

TPP協定は2016年2月に署名されたが、昨年1月の米国の離脱表明を受け、11か国によるTPP早期発効を目指して検討を進めてきた。

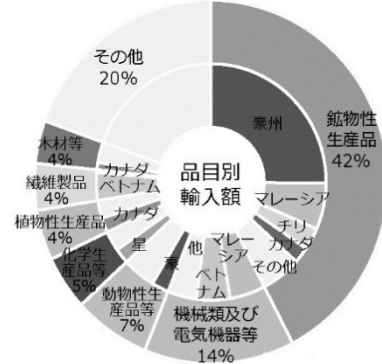
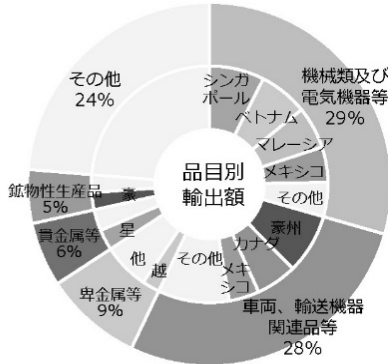
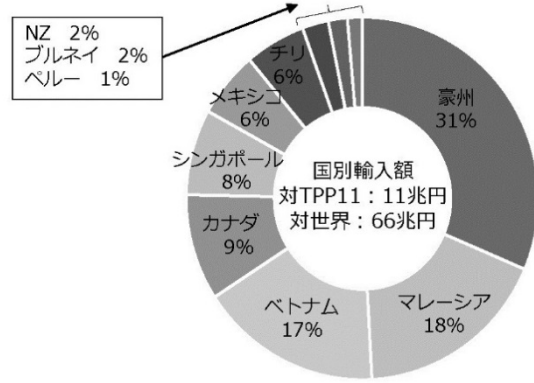
- ・将来の米国復帰の可能性を念等に置きつつ早期発効の方策につき、11月のAPEC首脳会合で選択肢を提示すべく議論を加速。
- ・我が国は、箱根会合を主催する等、各国と緊密に連携しつつ、スピード感をもって議論を主導。

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)





2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1)市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kg等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kg
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品等	1.6~6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3%等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((<small>化学繊維製オーバーコート等</small>))	11年目撤廃	7.4~12.8%

② 米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化学繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%~13.2%
化学繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%~25%
毛織物	即時撤廃	2.7%~25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%~8%
衣類	即時撤廃~13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%~32%
タオルの一部(<small>今治タオル等</small>)	5年目撤廃	9.1% ⁵

③ カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(<small>今治タオル等</small>)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14% ¹²

④ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化学繊維)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%



⑤オーストラリア
繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑥ベトナム
繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

(3) 繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地にも占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。

<その他の要件>

①弾性生地ルール

61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該

生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。

②縫糸ルール

61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。

③絹100%の着物に関するルール

着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。

※絹織物はSSLで域外調達为例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。



原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

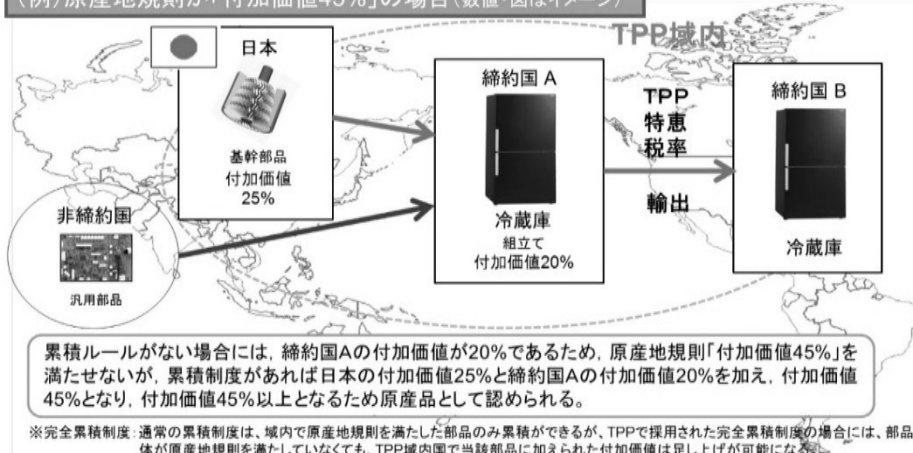
1. 原産地規則の統一

- TPP特恵税率の適用が可能な12カ国内の**原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)**。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する**完全累積制度を採用**。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制



http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
 - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：プリズベン)
 - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 - 7～11月：第11～第13回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランパートル)
 - 9月：第17回交渉会合
 - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 - 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：総務省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳交渉官会合(交渉妥結)


2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要 (から抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

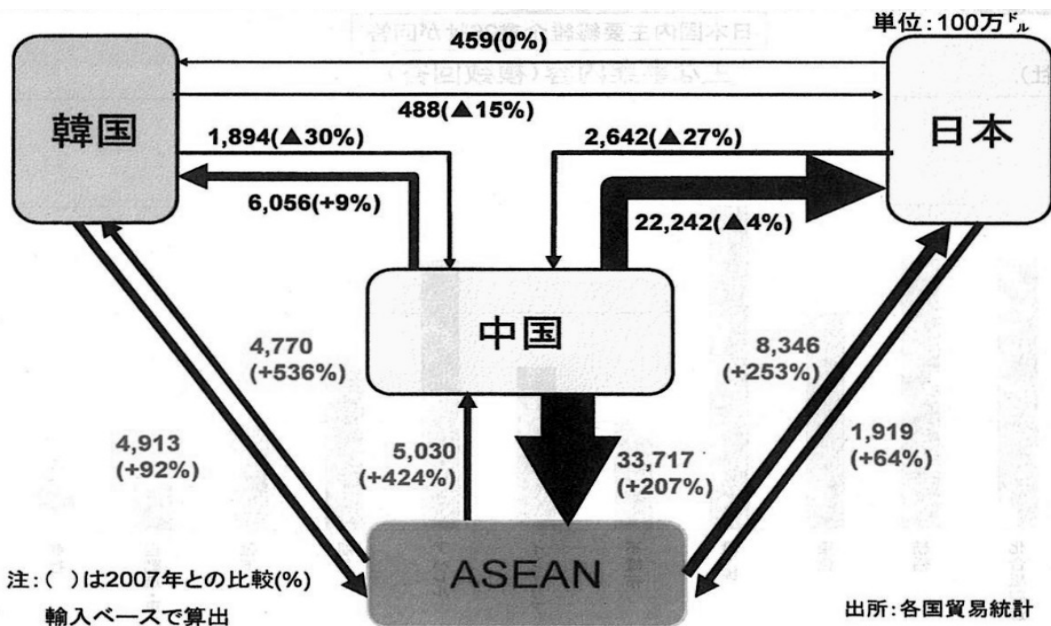
- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 次回(第12回)会合(局長/局次長級会合及び首席代表会合)を調整中(於:日本)。

2017年4月：第12回交渉会合（首席代表会合）（東京）

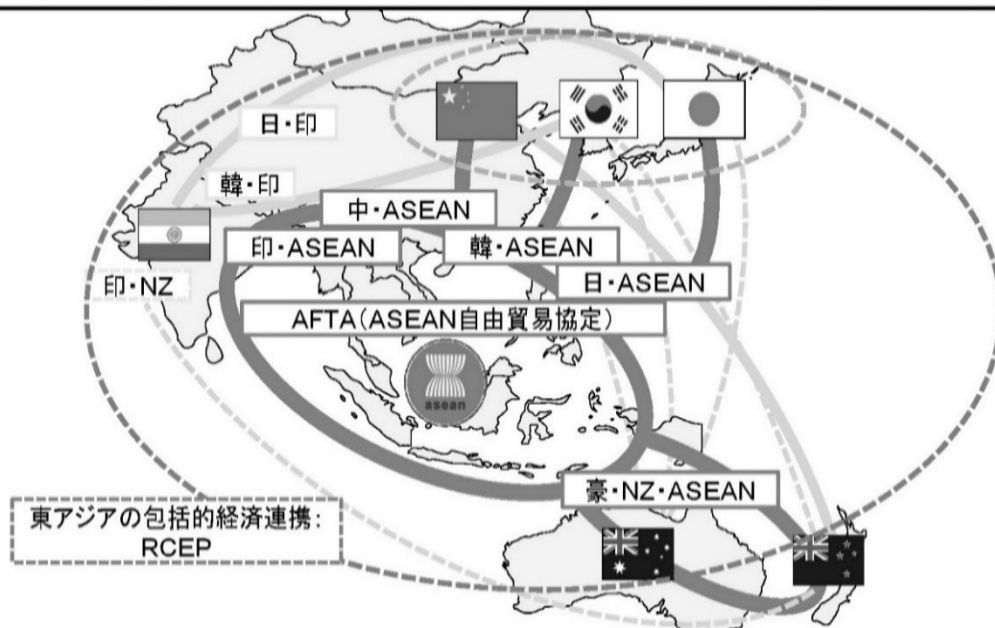
東アジアの繊維貿易フロー（2016年）





中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



●日・RCEP経済連携協定について

2月2日から9日までインドネシアのジョグジャカルタにおいて東アジア地域包括的経済連携協定の第21回交渉会合が開催された。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について	
<p>1. これまでの経緯</p> <p>RCEPとは、既にASEANと「個々」にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することがされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を発出。 11月：中間閣僚会合(於：フィリピン)を開催。</p> <p>2017年：第17回交渉会合(於：日本)を開催</p>	<p>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント</p> <p>○ 交渉の原則(抄) 参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○ 物品貿易 交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p>3. 「RCEP交渉に関する共同声明文」(2016年9月首脳会議)(抄)</p> <p>RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化するよう、閣僚及び事務方に指示する。</p> <p>4. 今後の予定</p> <p>2017年5月 第18回交渉会合(於：フィリピン)</p>

- 2017年5月：第18回交渉会合(フィリピン)
- 2017年7月：第19回交渉会合(インド)
- 2017年9月：第5回閣僚会議(フィリピン)
- 2017年10月：第20回交渉会合(韓国)
- 2017年11月：閣僚会合・首脳会合(フィリピン)
- 2018年2月：第21回交渉会合(ジョグジャカルタ)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。



●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて



○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、
 2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回
 交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、
EPAに関する共同研究開始を決定。
 2011年11月
 ~2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。
 2012年7月 : 共同研究報告書の公表。
 2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、
日コロンビアEPA交渉開始に合意。
 2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。
 2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。
 2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。
 2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。
 2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。
 2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。
 2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。
 2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催

●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて



○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、
 同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前
向きに対処することで意見が一致。
 2011年3月
 ~2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全
4回開催。
 2012年3月 : 共同研究報告書の公表。
 2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交
渉の開始に合意。
 2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

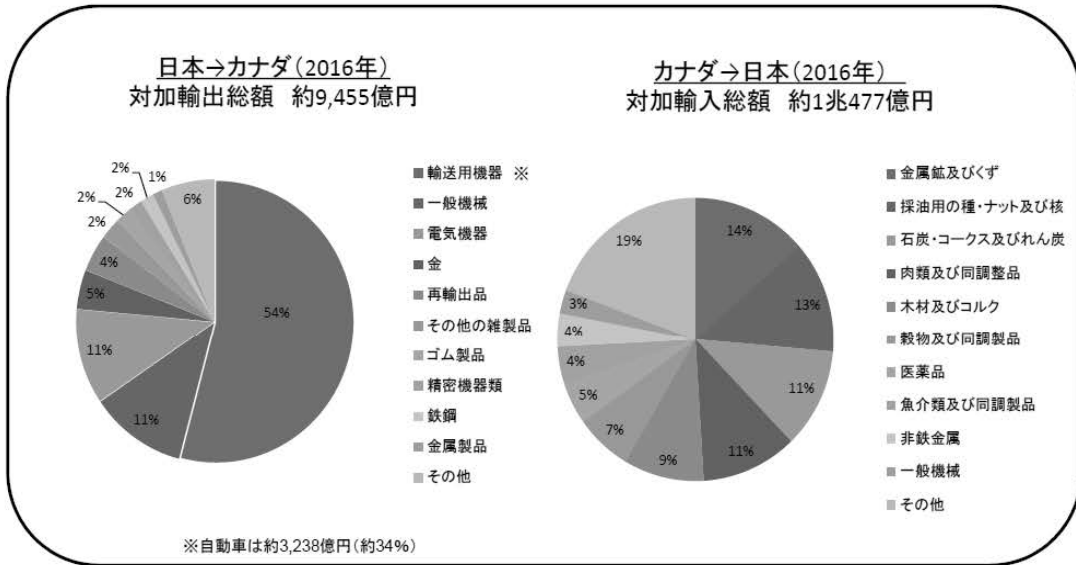
- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

日加の主要貿易品目

日加間の貿易は、日本はカナダから主に金属・鉱物、農産品及び木材を輸入し、日本はカナダに主に自動車や機械等の製造業品を輸出するという相互補完的關係にある。





●日・トルコ経済連携協定について

1月30日から2月1日まで、トルコのアンカラにおいて日・トルコ経済連携協定交渉第8回会合が開催された。この会合においては、物品貿易、原産地規則、サービス、税関手続・貿易円滑化、知的財産、競争、投資、衛生植物検疫(SPS)、貿易に関する技術的障害(TBT)等の各分野について議論が行われた。

日トルコEPAについて	
<p>1. これまでの経緯</p> <p>2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。</p> <p>2011年12月：訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。</p> <p>2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資関係会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。</p> <p>2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。</p> <p>2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。</p> <p>2013年7月：共同研究報告書を公表。</p> <p>2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。</p> <p>2014年6月：スコーピング協議。</p> <p>2014年12月：第1回交渉会合を開催。(於：東京)</p> <p>2015年4月：第2回交渉会合を開催。(於：トルコ)</p> <p>2015年9月：第3回交渉会合を開催。(於：東京)</p> <p>2016年1月：第4回交渉会合を開催。(於：トルコ)</p> <p>2016年6月：第5回交渉会合を開催。(於：東京)</p> <p>2017年1月：第6回交渉会合を開催。(於：トルコ)</p>	<p>2. 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日EU・EPAとの関係 両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。 ○ センシティブ品目の扱い 関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブ性を強調。 ○ 結論 特定の品目のセンシティブ性に留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらし、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。
<p>3. 今後の予定</p> <p>次回(第7回)会合は、外交ルートを通じて調整中。</p>	

2017年9月：第7回交渉会合(東京)

2018年1月：第8回交渉会合(トルコ)

●平成30年4月からの特惠関税制度新基準の実施について

本誌平成28年12月号、29年1月号に掲載している特惠関税制度の見直しについては、平成30年4月より見直し後の基準が適用される。

1. 特惠関税制度の概要

特惠関税制度は、開発途上国の経済成長を促進させるため、開発途上国の産品に対して、一般の税率より低い関税率(特惠税率)を適用する制度である。特惠関税制度の対象は140か国(地域を含む。以下同じ。)であり、これらの国のうち、後発開発途上国(LDC)47か国に対しては、特別特惠関税制度として、より低い税率を適用するなどの特別措置を講じている。

2. 特惠適用除外措置の見直し

我が国の特惠関税制度は、1971年(昭和46年)の導入以降、10年ごとに4度延長されてきたが、従前より適用期間内においても必要に応じて改正を行ってきた。前回の平成23年度の改正から5年が経過した平成28年度に現行制度の実施・適用状況について調査及び見

直しを行い、平成29年度に全面適用除外措置(全面卒業)及び部分適用除外措置(部分卒業)について新要件の適用除外基準を定めた。新要件での卒業実施時期については、制度の十分な周知を図るとともに、関係者が必要な対応をとれるよう、全面卒業は平成31年度、部分卒業は平成30年度から適用することとした。

また、現行の特恵適用除外措置の基準については告示に定められており、この基準に基づいて適用除外措置の対象となる国・品目については政令で定められている。しかし、通常の法体系から順序が逆転していること、新要件の基準に伴い、適用税率に影響を受ける品目数・輸入額が大きいことに鑑み、平成30年4月より適用除外基準を政令で定め、対象となる国・品目を告示することとした。

(1) 全面適用除外措置(全面卒業)

平成31年度からは、3年連続して①世界銀行統計の「高所得国(注1)」に該当、又は、②世界銀行統計の「高中所得国(注1)」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上を満たした国については、先進国並みの経済発展を遂げた国として特恵対象から除外することとしている。なお、平成30年度については②について適用せず、1年間の経過措置を設けることとしている。

(注1) 基準となる国民総所得の水準及び該当国は、毎年公表されており、2017年においては、2015年時点で1人当たり国民総所得が、

- \$ 12, 476以上の国が「高所得国」、
- \$ 4, 036以上 \$ 12, 475以下の国が「高中所得国」、
- \$ 1, 026以上 \$ 4, 035以下の国が「低中所得国」、
- \$ 1, 025以下の国が「低所得国」とされた。

(2) 部分適用除外措置(部分卒業)

平成30年度からは、前年に①又は②に該当した国について、全面卒業までの経過措置として、国際競争力の高い産品につき、国・品目を特恵適用対象から除外することとしている。その基準は、ある特恵受益国(LDCを除く。)の物品であって、前々年の「輸入額が10億円超」、かつ、「同一物品の総輸入額に占める割合が25%超であること」とされている。この基準を満たしたものは特恵関税制度適用の対象から1年間除外される。(次年度に再度要件を満たせば延長)

(3) 国別・品目別特恵適用除外措置

開発途上国の産品であっても、国際競争力の高いものは国及び品目を政令で指定して特恵適用対象から除外することとしている(国別・品目別特恵適用除外措置)。その基準は、ある特恵受益国(LDCを除く。)の物品であって、過去3年間の「総計輸入額が45億円超」、かつ、「同一物品の総計輸入額に占める割合が50%超であること」とされている。この基準を満たしたものは特恵関税制度適用の対象から3年間除外される。(ただし、特恵関税制度自体の期限が先に来る場合には、その期限まで除外される。再度要件を満たせば延長)



3. 平成30年度の特恵除外措置の適用

(1) 全面適用除外措置(全面卒業)

平成27年から平成29年までの3年間の世界銀行統計で連続して上記①の基準に該当したのは、セーシェル及びアンティグア・バーブーダの2か国であった。

(2) 部分適用除外措置(部分卒業)

平成28年において、上記の基準に該当したのは、中国産の農水産品7品目、ブラジル産の農水産品2品目及び中国産の鉱工業品861品目(いずれも輸入統計品目番号(9桁)ベース)であった。

(3) 国別・品目別特恵適用除外措置の対象の追加

平成26年から平成28年までの3年間で、上記の基準に該当したのは、中国産の農水産品2品目及び中国産の鉱工業品 49 品目(いずれも輸入統計品目番号(9桁)ベース)であった。

4. 改正の方向性

- セーシェル及びアンティグア・バーブーダの2か国を特恵関税制度の対象から除外することが適当ではないか。
- 部分適用除外措置に該当した品目については、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで特恵税率の適用の対象から除外することが適当ではないか。
- 国別・品目別特恵適用除外措置基準に該当した品目については、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで特恵税率の適用の対象から除外することが適当ではないか。

特恵関税の適用除外措置(新要件)				
	対象	基準 朱書部分は平成29年度改正において見直した内容	期間	平成29年度関税改正により生ずる影響
全面卒業	国	3年連続して 又は 「高所得国」に該当した国(注1) かつ 「高中所得国」(注2)に該当かつ 世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	無期	<平成31年度> 以下の5か国が特恵適用除外見込み 中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジル
	品目	全ての品目		
部分卒業	国	又は 「高所得国」に該当した国 かつ 「高中所得国」に該当かつ 世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国	1年	<平成30年度> 以下の品目が特恵適用除外予定 農水産品 中国産7品目 ブラジル産2品目 鉱工業品 中国産861品目
	品目	前々年の 輸入額が10億円超 かつ 世界の総輸入額に占める当該国の割合が25%超である品目		
国別・品目別適用除外	国	全ての国	3年	/
	品目	過去3年間の 総計輸入額が45億円超 かつ 世界の総計輸入額に占める当該国の割合が50%超である品目		

(注1) 1人当たりの国民総所得(GNI)が\$12,476以上の国(2015年)
 (注2) 1人当たりの国民総所得(GNI)が\$4,036以上~\$12,475以下の国(2015年)

●特許公開情報

2018年2月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年2月公開分)

< 2月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-021290	株式会社 I T O I 生活文化研究所	和紙糸を用いた生地、これを用いたシューズ、および、これを用いたレザーシューズ
2	特開 2018-021278	東レ株式会社	凹凸織編物
3	特開 2018-021275	帝人株式会社	積層布帛および繊維製品
4	特開 2018-021272	ユニベール株式会社	生地
5	特開 2018-016935	サザンミルズ インコーポレイテッド (米国)	改善された耐表面磨耗性または耐ピリング性を有する難燃性布地およびそれらを製造する方法
6	特開 2018-016930	アテリエル 13 エスアー (伊太利) ↓	耐火布、ならびに前記布で作製された、特にモータースポーツ用の防護服
7	特開 2018-016923	帝人株式会社	アシストスーツ用衣料
8	特開 2018-016036	株式会社豊田自動織機	サンドイッチ構造用の多層織物及びサンドイッチ構造繊維強化複合材
9	実登 3214693	株式会社廣瀬商会 シキボウ株式会社	パイル織物

< 1月追加分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-012899	東洋紡 S T C 株式会社	織物の製造方法
2	特開 2018-012375	トヨタ紡織株式会社	表皮材
3	特許 6264703	パナソニック I P マネジメント株式会社	防護布及び防護服
4	特開 2018-008402	福井県	金属/樹脂繊維テープ材織物及びその製造方法、並びに金属/樹脂繊維テープ材織物積層材
5	特開 2018-008261	ザ・ボーイング・カンパニー (米国)	導電繊維を用いた塵軽減システム



2月の行事

- 2月15～16日……ピワタカシマ2018春夏素材展 東京展(東京・ふくい南青山291)
- 2月22～23日……遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)

3月以降の行事

- 3月 2日……綿工連綿's 倶楽部全国交流会(今治タオル産地)
- 3月 7～8日……播州織総合素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月12日……一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会、綿スフ工連、綿工連正副理事長(正副会長)会議(大阪・綿業会館)
- 3月15日……第118回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 3月23日……「平成30年度綿スフ織物業振興事業助成金事業」に係る外部審査会
- 4月 5～6日……第6回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 5月 9～10日……JFW-Premium Textile Japan 2019S/S(東京国際フォーラム)
- 5月11日……綿スフ工連・綿工連理事会(大阪・綿業会館)
- 5月25日……綿スフ工連・綿工連通常総会・理事会、
一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。